

平成23年度第1回宇治市情報公開審査会会議録

会議名	平成23年度第1回宇治市情報公開審査会
日時	平成23年4月27日(水) 午前9時30分～11時00分
場所	宇治市役所 6階 602会議室
出席者	(委員) 毛利会長 橋本委員 上田委員 吉田委員 吉松委員 (事務局) 本城広報課長 上道広報課主幹 倉辻広報課主任 玉井広報課主任 (傍聴者) 1人
1 開会	<p>審査会は、報告事項である「情報公開条例施行規則改正について」を公開で審議し、審議事項である「公文書部分公開決定に係る異議申立てについて(市長交際費部分公開決定事案及び住民訴訟(A・Bランク)部分公開決定事案)」については、情報公開条例第25条の規定により非公開で行われた。</p>
2 本日の手順及び資料の説明について(事務局)	<p>(1) 本日の手順について(事務局)</p> <p>ア 情報公開条例施行規則改正について(報告事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正文の検討</li> <li>・新旧対照表の検討</li> </ul> <p>イ 市長交際費部分公開決定事案(審議事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・答申案の検討</li> </ul> <p>ウ 住民訴訟(A・Bランク)部分公開決定事案(審議事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主張対照表の検討</li> <li>・他市の答申事例の検討</li> <li>・損害賠償請求(A・Bランク)調査事項一覧の検討</li> </ul> <p>(2) 資料説明(事務局)</p> <p>事務局より、主張対照表の説明、他市の答申事例や判例について説明が行われた。</p>
3 報告事項 情報公開条例施行規則改正について	<p>(1) 事務局より、情報公開条例施行規則改正についての資料の説明が行われた。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>(委員) 宇治市が出資している法人について条例第28条第1項の中で、情報公開について必要な措置を講じるよう努めなければいけないという義務がかかっているのので、その対象法人を定める規則が情報公開条例施行規則である。その法人に実質的な変更はなく、公益財団法人になったということである。公益財団法人になったから、より情報公開をすることはあるのか。</p> <p>(事務局) 条例第28条に実施機関が指導に努めなければならぬとなっており、相談等も結構ある。</p> <p>(委員) 基本的には相手の法人の名称が変わったということである。</p>

4 審議事項 公文書部分公開決定に係る異議申立てについて（市長交際費部分公開決定事案）

- (1) 事務局より、答申案についての説明が行われた。
- (2) 質疑応答が行われた。

5 審議事項 公文書非公開決定に係る異議申立てについて（住民訴訟（A・Bランク）部分公開決定事案）

- (1) 事務局より、主張対照表についての説明が行われた。
- (2) 質疑応答が行われた。
- (3) 事務局より、他市の答申事例についての説明が行われた。
- (4) 質疑応答が行われた。
- (5) 事務局より、損害賠償請求調査事項一覧についての説明が行われた。
- (6) 質疑応答が行われた。

6 その他連絡事項等について

次回日程の確認と開催場所を報告した。また、第3回目の審査会の日程についても決定した。

7 閉会

(会長署名)

今回の審査会は、審議内容に情報公開条例第6条第2号の非公開情報が含まれているため、会議録（全体版）とは別に会議録（公開用）を作成し公開しています。